

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査状況について

令和 7 年 8 月 7 日
化学物質安全対策室

令和 6 年 3 月薬事・食品衛生審議会薬事分科会¹化学物質安全対策部会化学物質調査会以降における化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき行われた新規化学物質、一般化学物質、優先評価化学物質及びその他の審査状況については、以下のとおり。なお、令和 6 年 1 月までの審査状況については、令和 6 年 2 月の化学物質安全対策部会で報告済み。

【新規化学物質に係る審査状況】

		審査物質数	この内、特定新規化学物質 相当と判定された物質数
令和 5年度	令和6年3月(第 10 回)	20	—
令和 6年度	令和6年4月(第1回)	6	—
	令和6年5月(第2回)	14	2
	令和6年6月(第3回)	12	—
	令和6年7月(第4回)	25	—
	令和6年9月(第5回)	23	—
	令和6年 10 月(第6回)	15	1
	令和6年 11 月(第7回)	14	—
	令和6年 12 月(第8回)	12	1
	令和7年1月(第9回)	10	—
	令和7年3月(第 10 回)	23	—
令和 7年度	令和7年4月(第1回)	5	—
	令和7年5月(第2回)	11	—
	令和7年6月(第3回)	26	3
	令和7年7月(第4回)	18	(※1)
合計		216 ^{※2}	7

※1: 判定結果が未確定。

※2: 第一種特定化学物質と判定された物質はなかった。また、優先評価化学物質相当と評価された物質はなかった。

¹ 令和 6 年 4 月以降は組織改編に伴い「薬事審議会」となっている

【一般化学物質のスクリーニング評価の実施状況】

	優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質数※1	
	人健康影響観点	生態影響観点
令和6年11月(令和6年度第7回)	0	2
令和7年1月(令和6年度第9回)	0	1
合計	0	3

※1:評価単位が決まった物質であっても、個別の CAS 番号等の単位で有害性情報が得られた物質数を記載している。(令和6年2月に報告済みの物質数を除く)

【優先評価化学物質の人健康に係るリスク評価(一次)評価Ⅱ等の実施状況】

	物質名	現時点の評価段階
令和6年9月(令和6年度第5回)	N, N-ジメチルホルムアミド(#27)※1 1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン(#129)※1	評価Ⅱ →指定取消※2
合計	2	

※1:過年度に実施した評価の後に新たに得られた情報を用いた評価結果(案)の審議

※2:令和7年3月31日付けで取消済

別紙1 令和5年11月、令和6年11月及び令和7年1月の化学物質調査会において優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られ、令和6年2月15日開催の化学物質安全対策部会の後に優先評価化学物質に指定された物質一覧

別紙2 リスク評価(一次)評価ⅡにおけるN, N-ジメチルホルムアミド(#27)の評価結果について

別紙3 リスク評価(一次)評価Ⅱにおける1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン(#129)の評価結果について

令和5年11月、令和6年11月及び令和7年1月の化学物質調査会において優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られ、
令和6年2月15日開催の化学物質安全対策部会の後に
優先評価化学物質に指定された物質一覧

通し番号※ 1	官報公示 整理番号	官報公示名称	優先評価化学物質として指定することが適当であるとの 結論が得られた時の名称	人健康影響			生態影響			専門家による詳細評 価を踏まえ優先評価 化学物質に指定	人健康影響の観 点から優先評価 化学物質に指定	生態影響の観 点から優先評価 化学物質に指定	参考		指定日
				暴露 クラス	有害性 クラス	優先度	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度				二監 No.	三監 No.	
274	2-343	<i>N, N, N</i> －トリメチル－1－オキシラニルメタンア ミニウムの塩	トリメチル(オキシラン－2－イルメチル)アンモニウ ム＝クロリド	5	2	中				○(人健康影響)	○				令和6年4月1日
275	2-414	3－[(2－エチルヘキシル)オキシ]プロパン－1, 2 －ジオール	プロパン－1－イル＝アセタート	1	4	高					○				令和6年4月1日
276	2-422 7-97	2－(2－ブトキシエトキシ)エタン－1－オール(別 名ジエチレングリコールモノブチルエーテル)	2－(2－ブトキシエトキシ)エタノール	2	3	高					○				令和6年4月1日
277	2-723	<i>N, N</i> －ジメチルアセトアミド	<i>N, N</i> －ジメチルアセトアミド	3	2	高					○				令和6年4月1日
278	2-726	酢酸エチル	酢酸エチル	1	4	高					○				令和6年4月1日
279	2-727	酢酸 <i>n</i> －プロピル	6－エチル－4－オキサデカン－1, 2－ジオール				3	2	高			○			令和6年4月1日
280	2-1667 2-4305	3－(<i>N, N</i> －ジメチルドデカン－1－アミニウムイ ル)－2－ヒドロキシプロパン－1－スルホナートを 主成分(80%以上)とする、亜硫酸水素ナトリウムと (クロロメチル)オキシランと <i>N, N</i> －ジメチルドデ カン－1－アミンの反応生成	非公開(公示前の判定済み新規化学物質)				3	2	高			○			令和6年4月1日
281	2-2807 9-2038	カリウム＝オクタデセンシルホナート又はカリウム ＝水素＝オクタデセンシルホナート又はカリウム ＝ヒドロキシオクタデカンシルホナート又は二カリウ ム＝オクタデセンシルホナート	Octadecene, reaction products with sulfur trioxide, hydrolyzed, potassium salts				2	2	高			○			令和6年4月1日
282	2-2807 9-2038	カリウム＝水素＝ヘキサデセンシルホナート又は カリウム＝ヒドロキシヘキサデカンシルホナート又 はカリウム＝ヘキサデセンシルホナート又は二カリ ウム＝ヘキサデセンシルホナート	Hexadecene, reaction products with sulfur trioxide, hydrolyzed, potassium salts				2	3	高			○			令和6年4月1日
283	3-1736 3-1761	メチル＝3－(3, 5－ジ－ <i>tert</i> －ブチル－4－ヒド ロキシフェニル)プロパノアート	メチル＝3－(3, 5－ジ－ <i>tert</i> －ブチル－4－ヒド ロキシフェニル)プロパノアート				3	2	高			○			令和6年4月1日
284	3-2492	3－イソシアナトメチル－3, 5, 5－トリメチルシクロ ヘキシル＝イソシアナート	3－イソシアナトメチル－3, 5, 5－トリメチルシクロ ヘキシル＝イソシアナート	4	2	中				○(人健康影響)	○				令和6年4月1日
285	5-3881	1, 4－ジオキサシクロヘキサデカン－5, 16－ジオ ン	1, 4－ジオキサシクロヘキサデカン－5, 16－ジオ ン				4	1	高			○			令和6年4月1日
219	3-2522 3-2613 3-3363	りん酸トリトリル	りん酸トリトリル	4	2	中				○(生態影響)※2 ○(人健康影響)	○	○※2			平成29年4月3日※2
286	1-129	チオシアン酸銅(Ⅰ)※3	チオシアン酸銅(Ⅰ)※3				4	1	高			○			令和7年4月1日※3
287	2-184 9-1971	<i>N</i> －デシル－ <i>N</i> －エチル－ <i>N</i> －メチルデ カン－1－アミニウムの	ジデシル(エチル)(メチル)アンモニウム＝エチル＝ スルファート				4	1	高			○			令和7年4月1日
288	7-88 7-319 7-1392	α－ヒドロ－ω－[[(9 <i>Z</i>)－オクタデカ －9－エノイル]オキシ]ポリ(オキシエ タン－1, 2－ジイル)(繰り返し単位の 繰り返し数は12以上の整数とする。	α－ヒドロ－ω－(オレオイルオキシ)ポリ(オキシエ チレン)				2	1 (デ フォル ト)	高			○			令和7年4月1日

※1 令和6年2月開催の化学物質安全対策部会で報告済みの物質は通し番号274～285及び219(合計13物質)が該当する。

※2 生態影響の観点から平成29年4月3日に優先評価化学物質に指定済みであり、令和5年11月開催の化学物質調査会において人健康影響の観点が増加された。

※3 令和4年3月31日に優先評価化学物質の指定取消しが行われた通し番号142が再度指定された。

リスク評価（一次）評価ⅡにおけるN，N-ジメチルホルムアミドの
評価結果について
（人健康影響）

令和6年9月改訂
厚生労働省
経済産業省
環境省

平成30年1月に公表された人健康影響に係るN，N-ジメチルホルムアミドのリスク評価（一次）評価Ⅱの評価結果は、以下の事項を確認することとされていたため、平成30年1月以降に新たに得られた情報によりリスク評価を実施した。

<平成30年1月公表の「評価結果及び今後の対応について」>

○N，N-ジメチルホルムアミドについて、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから一般毒性、生殖・発生毒性及び発がん性の有害性評価値を導出し、暴露評価として、化審法の届出情報、PRTR情報等に基づく予測環境中濃度の計算、環境モニタリングによる実測濃度を収集し、暴露濃度及び摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、排出源ごとの暴露シナリオでは、暴露濃度が有害性評価値を超えた地点は限られていた。一方で、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ及び環境モニタリングによる評価では暴露濃度及び摂取量が有害性評価値を超えた地点は確認されなかった。また、製造・輸入数量の経年変化は、平成23年度以降ほぼ横ばいであった。

○このことから、現在推計される暴露濃度では、N，N-ジメチルホルムアミドによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○他方、排出源ごとの暴露シナリオに基づく予測環境中濃度が有害性評価値を超えた地点が確認されたことから、PRTR情報による排出量上位事業者に対してリスク評価の結果を通知して自主的な取組を促し、排出状況の改善を確認した上で化審法第11条第2項二に基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行うものとする。

- 上記の評価結果を受けて、PRTR情報による排出量上位事業者及び自治体に対してリスク評価の結果を通知した。また、PRTR制度に基づく排出量の経年変化を確認した。
- 予測環境中濃度が有害性評価値を超えた地点について、排出源ごとの暴露シナリオに基づくリスク評価を行い、排出状況の改善を確認した。
- これらを実施したことによるN，N-ジメチルホルムアミドの新たな評価結果及び今後の対応は以下のとおりとする。

＜新たに得られた情報及び今後の対応＞

○平成 30 年 1 月（前回）の評価で予測環境中濃度が有害性評価値を超えた地点となった PRTR 排出量の上位事業者と関係自治体に対して、リスク評価の結果を通知し自主的な取組を促した。

○令和 3 年度の PRTR 排出量を用い、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク評価を行った結果、全ての地点で暴露濃度は有害性評価値を下回っていた。

○化審法届出情報による製造・輸入数量は、前回評価で用いた平成 27 年度以降、増加傾向である。また、PRTR 届出に基づく大気への総排出量は前回評価時より減少している。

○上記の結果及び生態影響においても優先評価化学物質相当ではないと判定されていることから、化審法第 11 条第 2 号二に基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。

○なお、PRTR 届出に基づく大気への総排出量は令和 2 年度から令和 3 年度にかけては増加がみられた。この物質については、化学物質管理、大気汚染等に関する他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、事業者ごとの状況を踏まえ、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく。

新たに得られた情報に基づく評価

○化審法に基づく届出情報（製造・輸入数量の経年変化）

前回の評価で用いられた化審法に基づく届出情報（平成 27 年度実績）及び平成 30 年度実績から令和 3 年度実績までの製造・輸入数量の経年変化を図 1 に示す。

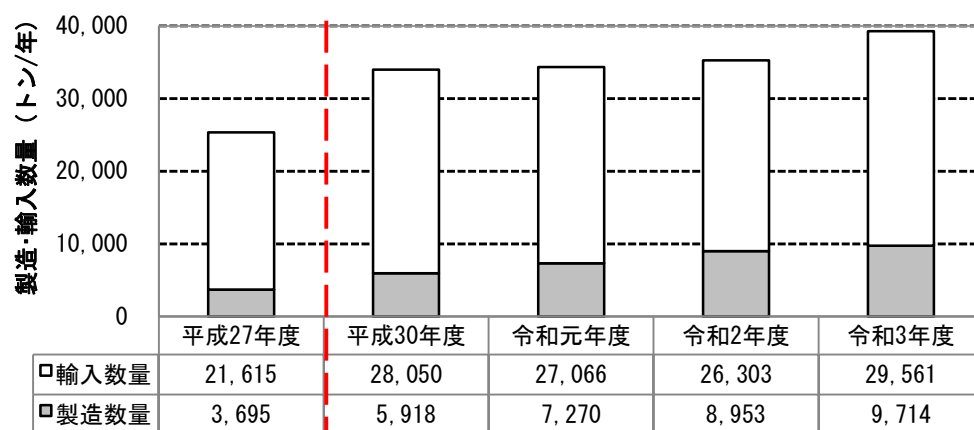


図 1 化審法に基づく製造・輸入数量の経年変化

○PRTR 制度に基づく届出情報等（排出・移動量の経年変化）

前回の評価で用いられた PRTR 制度に基づく届出情報等（平成 27 年度実績）及び平成 30 年度実績から令和 3 年度実績までの排出・移動量の経年変化を図 2 に示す。

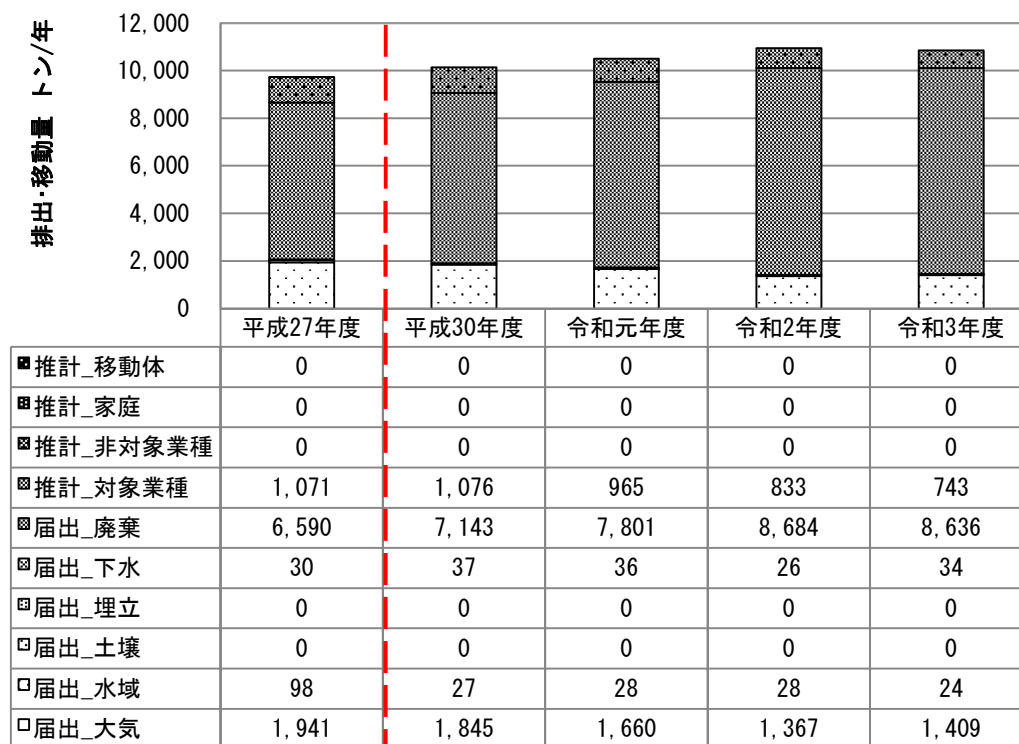


図 2 PRTR 制度に基づく排出・移動量の経年変化

○排出源ごとの暴露シナリオによる評価

- ・令和3年度実績の PRTR 届出情報を用いて、排出源ごとの暴露シナリオの推計モデル（PRAS-NITE Ver.1.1.2）により評価を行った。結果を表 1 に示す。
- ・PRTR 届出情報を用いた結果では、吸入経路単独、経口経路単独と吸入・経口経路の合算ではリスク懸念箇所はなかった。

表 1 PRTR 情報に基づくリスク推計結果

暴露経路	毒性	リスク推計の対象となる排出量	リスク懸念箇所数	リスク懸念影響面積 [km ²]
吸入経路	一般毒性	大気排出分	0 / 456	0
経口経路	発がん性	大気・水域排出分	0 / 456	0
吸入・経口経路(合算)	—	大気・水域排出分	0 / 456	0

※届出事業所に加えて、移動先の下水道終末処理施設も排出源として考慮。PRTR 届出外排出量推計手法に従って下水処理場での大気への移行率は 0%、水域への移行率は 1%とした。

(以上)

(参考)

排出源ごとの暴露シナリオによる暴露評価とリスク推計

(1) PRTR 届出情報に基づく評価

以降、令和 3 年度 PRTR 届出情報に基づいて評価を行う。

① PRTR 届出排出量

表 2 PRTR 届出事業所ごとの排出量(合計排出量上位 10 箇所)

降順 番号	都道 府県	業種名等	大気排出量 [t/year]	水域排出量 [t/year]	合計排出量 [t/year]	排出先 水域
1	A 県	プラスチック製品製造業	220	0	220	－
2	B 県	その他の製造業	150	0	150	－
3	C 県	ゴム製品製造業	140	0.39	140	A 川
4	D 県	化学工業	100	1.8	102	B 海域
5	E 県	化学工業	83	1.7	85	C 川
6	C 県	プラスチック製品製造業	68	0	68	－
7	F 県	プラスチック製品製造業	66	0	66	－
8	G 県	繊維工業	65	0	65	－
9	H 県	プラスチック製品製造業	37	0.22	37	D 川
10	D 県	繊維工業	33	0	33	－

注：上記の表は令和 3 年度実績の PRTR 届出事業所 456 箇所(移動先の下水道終末処理施設を含む)のうち、大気及び水域への合計排出量の上位 10 箇所を示す。PRTR 届出外排出量推計手法に従って下水処理場での大気への移行率は 0%、水域への移行率は 1%とした。

② リスク推計結果

- ・ 排出源から 1 km 以内の HQ 上位 10 箇所のリスク推計結果を表 3～表 5 に示す。
- ・ 排出源から 1 km 以内の HQ の最大値は、一般毒性(吸入経路)の場合で 0.76、発がん性(経口経路)の場合で 0.19、吸入・経口経路(合算)の場合で 0.95 であった。

表 3 PRTR 届出情報に基づく一般毒性(吸入経路)におけるリスク推計結果
(HQ(～1km)上位 10 箇所)

降順 番号	都道 府県	業種名称	大気への 排出量 [t/year]	水域への 排出量 [t/year]	合計 排出量 [t/year]	HQ (～1km)	HQ (～2km)	HQ (～3km)	HQ (～4km)	HQ (～5km)	HQ (～6km)	HQ (～7km)	HQ (～8km)	HQ (～9km)	HQ (～10km)
1	A 県	プラスチック製品製造業	220	0	220	0.76	0.30	0.16	0.11	7.9E-02	6.0E-02	4.7E-02	3.8E-02	3.2E-02	2.7E-02
2	B 県	その他の製造業	150	0	150	0.52	0.21	0.11	7.7E-02	5.4E-02	4.1E-02	3.2E-02	2.6E-02	2.2E-02	1.8E-02
3	C 県	ゴム製品製造業	140	0.39	140	0.48	0.19	0.10	7.2E-02	5.1E-02	3.8E-02	3.0E-02	2.4E-02	2.0E-02	1.7E-02
4	D 県	化学工業	100	1.8	102	0.35	0.14	7.4E-02	5.1E-02	3.6E-02	2.7E-02	2.1E-02	1.7E-02	1.4E-02	1.2E-02
5	E 県	化学工業	83	1.7	85	0.29	0.11	6.1E-02	4.3E-02	3.0E-02	2.3E-02	1.8E-02	1.4E-02	1.2E-02	1.0E-02
6	C 県	プラスチック製品製造業	68	0	68	0.23	9.4E-02	5.0E-02	3.5E-02	2.5E-02	1.8E-02	1.5E-02	1.2E-02	9.8E-03	8.3E-03
7	F 県	プラスチック製品製造業	66	0	66	0.23	9.1E-02	4.9E-02	3.4E-02	2.4E-02	1.8E-02	1.4E-02	1.1E-02	9.6E-03	8.1E-03
8	G 県	繊維工業	65	0	65	0.22	9.0E-02	4.8E-02	3.3E-02	2.3E-02	1.8E-02	1.4E-02	1.1E-02	9.4E-03	8.0E-03
9	H 県	プラスチック製品製造業	37	0.22	37	0.13	5.1E-02	2.7E-02	1.9E-02	1.3E-02	1.0E-02	7.9E-03	6.4E-03	5.4E-03	4.5E-03
10	D 県	繊維工業	33	0	33	0.11	4.5E-02	2.4E-02	1.7E-02	1.2E-02	9.0E-03	7.1E-03	5.7E-03	4.8E-03	4.0E-03

表 4 PRTR 届出情報に基づく発がん性(経口経路)におけるリスク推計結果
(HQ(～1km)上位 10 箇所)

降順 番号	都道 府県	業種名称	大気への 排出量 [t/year]	水域への 排出量 [t/year]	合計 排出量 [t/year]	HQ (～1km)	HQ (～2km)	HQ (～3km)	HQ (～4km)	HQ (～5km)	HQ (～6km)	HQ (～7km)	HQ (～8km)	HQ (～9km)	HQ (～10km)
1	A県	プラスチック製品 製造業	220	0	220	0.19	7.7E-02	4.1E-02	2.8E-02	2.0E-02	1.5E-02	1.2E-02	9.6E-03	8.0E-03	6.8E-03
2	B県	その他の製造業	150	0	150	0.13	5.2E-02	2.8E-02	1.9E-02	1.4E-02	1.0E-02	8.1E-03	6.6E-03	5.5E-03	4.6E-03
3	C県	ゴム製品製造業	140	0.39	140	0.13	5.4E-02	3.1E-02	2.3E-02	1.7E-02	1.4E-02	1.2E-02	1.1E-02	9.8E-03	9.0E-03
4	E県	化学工業	83	1.7	85	9.4E-02	5.0E-02	3.6E-02	3.1E-02	2.8E-02	2.6E-02	2.5E-02	2.4E-02	2.4E-02	2.3E-02
5	D県	化学工業	100	1.8	102	8.8E-02	3.5E-02	1.9E-02	1.3E-02	9.1E-03	6.9E-03	5.4E-03	4.4E-03	3.7E-03	3.1E-03
6	C県	プラスチック製品 製造業	68	0	68	6.0E-02	2.4E-02	1.3E-02	8.8E-03	6.2E-03	4.7E-03	3.7E-03	3.0E-03	2.5E-03	2.1E-03
7	F県	プラスチック製品 製造業	66	0	66	5.8E-02	2.3E-02	1.2E-02	8.5E-03	6.0E-03	4.5E-03	3.5E-03	2.9E-03	2.4E-03	2.0E-03
8	G県	繊維工業	65	0	65	5.7E-02	2.3E-02	1.2E-02	8.4E-03	5.9E-03	4.4E-03	3.5E-03	2.8E-03	2.4E-03	2.0E-03
9	H県	プラスチック製品 製造業	37	0.22	37	3.5E-02	1.6E-02	9.6E-03	7.5E-03	6.0E-03	5.2E-03	4.7E-03	4.3E-03	4.0E-03	3.8E-03
10	D県	繊維工業	33	0	33	2.9E-02	1.2E-02	6.2E-03	4.3E-03	3.0E-03	2.3E-03	1.8E-03	1.4E-03	1.2E-03	1.0E-03

表 5 PRTR 届出情報に基づくリスク推計結果(吸入・経口経路(合算))
(HQ(～1km)上位 10 箇所)

降順 番号	都道 府県	業種名称	大気への 排出量 [t/year]	水域への 排出量 [t/year]	合計 排出量 [t/year]	HQ (～1km)	HQ (～2km)	HQ (～3km)	HQ (～4km)	HQ (～5km)	HQ (～6km)	HQ (～7km)	HQ (～8km)	HQ (～9km)	HQ (～10km)
1	A県	プラスチック製品 製造業	220	0	220	0.95	0.38	0.20	0.14	0.10	7.5E-02	5.9E-02	4.8E-02	4.0E-02	3.4E-02
2	B県	その他の製造業	150	0	150	0.65	0.26	0.14	9.6E-02	6.8E-02	5.1E-02	4.0E-02	3.3E-02	2.7E-02	2.3E-02
3	C県	ゴム製品製造業	140	0.39	140	0.61	0.25	0.13	9.5E-02	6.8E-02	5.2E-02	4.2E-02	3.5E-02	3.0E-02	2.6E-02
4	D県	化学工業	100	1.8	102	0.43	0.17	9.3E-02	6.4E-02	4.5E-02	3.4E-02	2.7E-02	2.2E-02	1.8E-02	1.5E-02
5	E県	化学工業	83	1.7	85	0.38	0.16	9.7E-02	7.4E-02	5.8E-02	4.9E-02	4.3E-02	3.9E-02	3.6E-02	3.3E-02
6	C県	プラスチック製品 製造業	68	0	68	0.29	0.12	6.3E-02	4.4E-02	3.1E-02	2.3E-02	1.8E-02	1.5E-02	1.2E-02	1.0E-02
7	F県	プラスチック製品 製造業	66	0	66	0.29	0.11	6.1E-02	4.2E-02	3.0E-02	2.2E-02	1.8E-02	1.4E-02	1.2E-02	1.0E-02
8	G県	繊維工業	65	0	65	0.28	0.11	6.0E-02	4.2E-02	2.9E-02	2.2E-02	1.7E-02	1.4E-02	1.2E-02	1.0E-02
9	H県	プラスチック製品 製造業	37	0.22	37	0.16	6.7E-02	3.7E-02	2.6E-02	1.9E-02	1.5E-02	1.3E-02	1.1E-02	9.4E-03	8.3E-03
10	D県	繊維工業	33	0	33	0.14	5.7E-02	3.1E-02	2.1E-02	1.5E-02	1.1E-02	8.8E-03	7.2E-03	6.0E-03	5.1E-03

リスク評価（一次）評価Ⅱにおける1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼンの
評価結果について
（人健康影響）

令和6年9月改訂
厚生労働省
経済産業省
環境省

令和2年10月に公表された人健康影響に係る1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼンのリスク評価（一次）評価Ⅱの評価結果は、以下の事項を確認することとされていたため、令和2年10月以降に新たに得られた情報によりリスク評価を実施した。

<令和2年10月公表の「評価結果及び今後の対応について」>

○1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼン（以下、「TDI」という。）は、水と反応し変化物を生成することから、親物質であるTDI及び変化物である2, 4-ジアミノトルエン¹（以下、「TDA」という。）を評価対象物質とした。なお、TDIはその構造から容易に水と反応するため、経口暴露経路についてはTDAで評価を行った。また、TDIとTDAの物化性状、分解半減期が異なることやTDIの分解機構や変化物の生成量等について不確実性が高いことを考慮し、モデル推計による暴露濃度の算出は親物質のTDIについてのみ行った。なお、環境モニタリングによる実測濃度はTDI、TDAとも収集した。

○TDIの吸入暴露については、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから有害性評価値を導出し、暴露評価として化審法の届出情報、PRTR情報（届出情報及び届出外排出量推計）に基づく予測環境中濃度を計算、大気モニタリングによる実測濃度を収集し、暴露濃度の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果では、暴露濃度が有害性評価値を越えた地点が1地点確認された。一方で、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ及び大気モニタリングによる実測濃度を用いたリスク推計結果では、暴露濃度が有害性評価値を越えた地点は確認されなかった。なお、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果において暴露濃度が有害性評価値を越えた1地点についての大気モニタリングによる実測濃度は得られていない。また、化審法の届出製造・輸入数量及びPRTR排出量は平成26年度以降減少傾向にある。

○TDAの経口暴露については、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから有害性評価値を導出し、暴露評価として水質モニタリングによる実測濃度を収集し、摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、摂取量が有害性評価値を越えた地点は確認されなかった。また、大気モニタリングによる実測濃度はいずれも検出下限値未満であった。

○このことから、現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○ただし、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果において暴露濃度が有害性評価値を越えた地点などにおいて、推計結果に不確実性があることから、暴露情報の精緻化を図ることとする。

¹ 2,6-ジアミノトルエンと比較して2,4-ジアミノトルエンの方が、入手できたいずれの毒性項目においても無毒性量が低かったため、2,4-ジアミノトルエンを評価対象物質とした。

○上記の評価結果を受けて、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果において暴露濃度が有害性評価値を超えた地点などについて、暴露量の精緻化のための確認を行った。また、PRTR 制度に基づく排出量の経年変化を確認した。

○TDI の環境中での変化物及び生成量等について調査を行った結果、新たな知見は得られておらず前回の評価方針の変更は不要であることを確認した。このため、モデル推計による暴露濃度の算出は、前回と同様、親物質の TDI について行った。

○排出源ごとの暴露シナリオによるリスク評価を行い、推計暴露濃度と有害性評価値を比較した。

○これらを実施したことによる1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼンの新たな評価結果及び今後の対応は以下のとおりとする。

＜新たに得られた情報及び今後の対応＞

- 暴露情報の精緻化を図るため、令和2年10月（前回）の評価で暴露濃度が有害性評価値を超えた地点となった PRTR 排出量の上位事業者における大気への排出量算出方法を確認し、TDI の環境中での変化物及び生成量等の調査を行った。
- 令和3年度の PRTR 排出量を用い、TDI 混合物の吸入経路について排出源ごとの暴露シナリオによるリスク評価を行った結果、全ての地点で暴露濃度は有害性評価値を下回っていた。
- 化審法届出情報による製造・輸入数量は、前回評価で用いた平成28年度以降、微増傾向である。PRTR 届出に基づく大気への総排出量は減少傾向である。
- 上記の結果及び生態影響においても優先評価化学物質相当ではないと判定されていることから、化審法第11条第2号二に基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。

新たに得られた情報に基づく評価

○化審法に基づく届出情報（製造・輸入数量の経年変化）

前回の評価で用いられた化審法に基づく届出情報（平成 28 年度実績）及び平成 30 年度実績から令和 3 年度実績までの製造・輸入数量の経年変化を図 1 に示す。

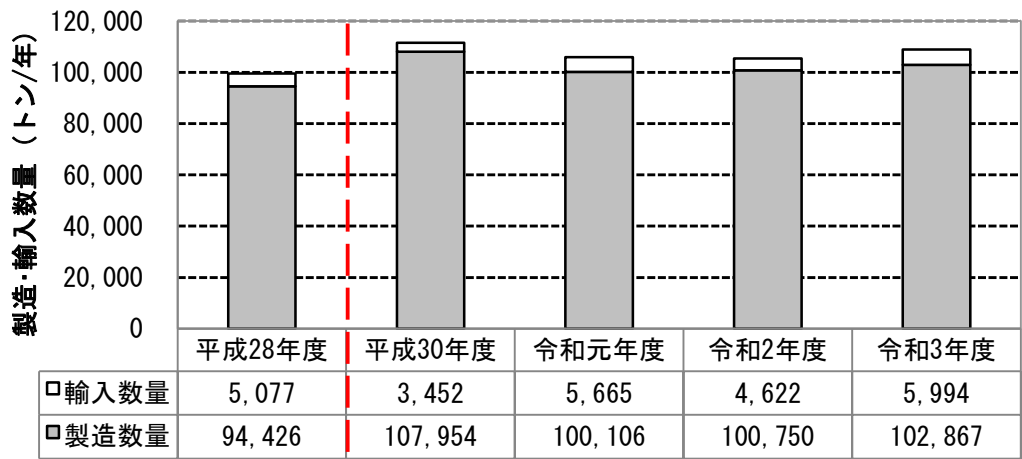


図 1 化審法に基づく製造・輸入数量の経年変化

○PRTR 制度に基づく届出情報等（排出・移動量の経年変化）

前回の評価で用いられた PRTR 制度に基づく届出情報等（平成 28 年度実績）及び平成 30 年度実績から令和 3 年度実績までの排出・移動量の経年変化を図 2 に示す。

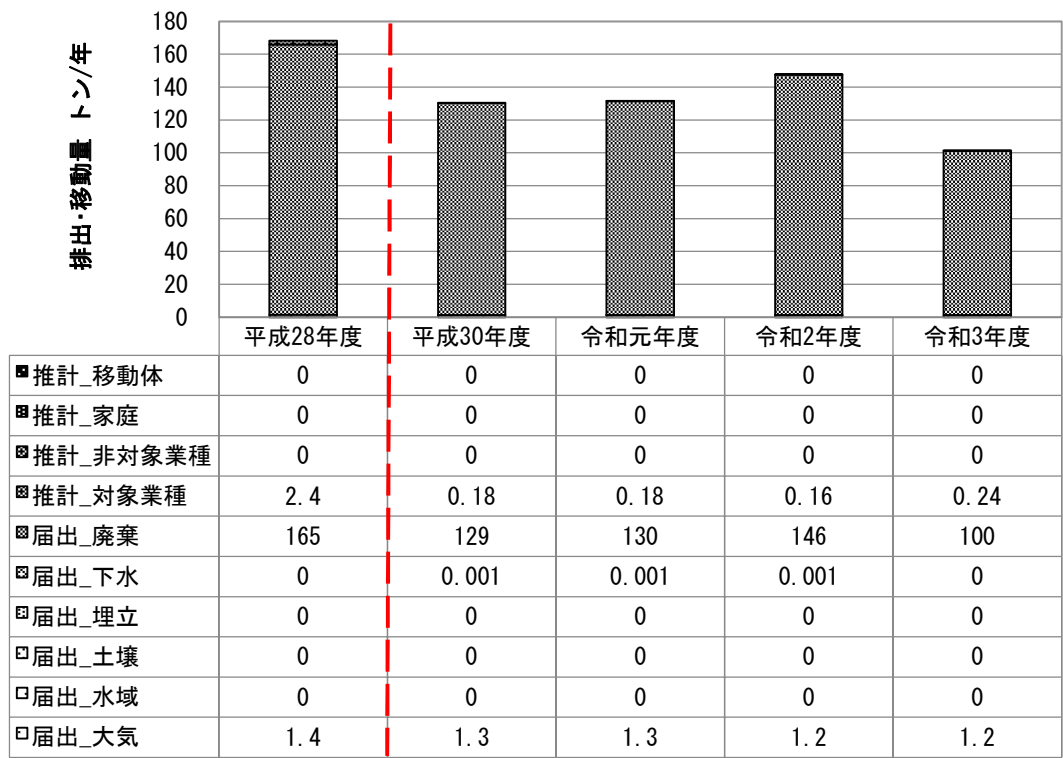


図 2 PRTR 制度に基づく排出・移動量の経年変化

○排出源ごとの暴露シナリオによる評価

- ・令和3年度実績のPRTR届出情報を用いて、排出源ごとの暴露シナリオの推計モデル（PRAS-NITE Ver.1.1.2）により評価を行った。結果を表1に示す。
- ・PRTR届出情報を用いた結果では、TDI混合物¹の吸入経路において、リスク懸念箇所はなかった。

表1 PRTR届出情報に基づくリスク推計結果（TDI混合物）

暴露経路	毒性	リスク推計の対象となる排出量	リスク懸念箇所数	リスク懸念影響面積 [km ²]
吸入経路	一般毒性	大気排出分	0 / 177	0

※届出事業所に加えて移動先の下水道終末処理施設も排出源として考慮。ただし、本物質が加水分解性を有すること及び化審法の「微生物等による化学物質の分解度試験」において、直接分析（GC法）による分解度が100%であったことから、下水処理場での移行率は、大気、水域ともに0%とした。

（以上）

¹ TDIには2，4－ジイソシアナトトルエン（以下「2,4-TDI」という。）と2，6－ジイソシアナトトルエン（以下「2,6-TDI」という。）の異性体混合物があり、化学工業日報社（2008，15308の化学商品）によれば、市販品は2,4-TDI：2,6-TDI＝95以上：5以下、80：20、65：35の3種類があるとされている。また、NITE（2008，化学物質の初期リスク評価書，メチル-1,3-フェニレンジイソシアネート，Ver. 1.0，No. 113）では、2,4-TDI：2,6-TDI＝80：20の混合物が最も一般的な製品とされている。

(参考)

排出源ごとの暴露シナリオによる暴露評価とリスク推計

(1) PRTR 届出情報に基づく評価

以降、令和3年度 PRTR 届出情報に基づいて評価を行う。

① PRTR 届出排出量

表 2 PRTR 届出事業所ごとの排出量(TDI 混合物、合計排出量上位 10 箇所)

降順 番号	都道 府県	業種名等	大気排出量 [t/year]	水域排出量 [t/year]	合計排出量 [t/year]	排出先 水域名称
1	A 県	プラスチック製品製造業	0.17	0	0.17	－
2	B 県	化学工業	0.16	0	0.16	－
3	C 県	プラスチック製品製造業	0.11	0	0.11	－
4	D 県	プラスチック製品製造業	0.089	0	0.089	－
5	B 県	プラスチック製品製造業	0.084	0	0.084	－
6	E 県	化学工業	0.068	0	0.068	－
7	F 県	化学工業	0.061	0	0.061	－
8	G 県	プラスチック製品製造業	0.050	0	0.050	－
9	H 県	化学工業	0.047	0	0.047	－
10	I 県	プラスチック製品製造業	0.034	0	0.034	－

注：上記の表は令和3年度実績の PRTR 届出事業所 177 箇所(移動先の下水道終末処理施設を含む)のうち、大気及び水域への合計排出量の上位 10 箇所を示す。ただし、本物質が加水分解性を有すること及び化審法の「微生物等による化学物質の分解度試験」において、直接分析(GC 法)による分解度が 100%であったことから、下水処理場での移行率は、大気、水域ともに 0%とした。

② リスク推計結果

- ・ 排出源から 1 km 以内の HQ 上位 10 箇所のリスク推計結果を表 3 に示す。
- ・ 排出源から 1 km 以内の HQ の最大値は、一般毒性の吸入経路 (TDI 混合物) において、0.62 であった。

表 3 PRTR 届出情報に基づく一般毒性 (吸入経路) におけるリスク推計結果
(TDI 混合物、HQ (～1km) 上位 10 箇所)

降順 番号	都道 府県	業種名等	大気への 排出量 [t/year]	水域への 排出量 [t/year]	合計 排出量 [t/year]	HQ (～1km)	HQ (～2km)	HQ (～3km)	HQ (～4km)	HQ (～5km)	HQ (～6km)	HQ (～7km)	HQ (～8km)	HQ (～9km)	HQ (～10km)
1	A 県	プラスチック製品製造業	0.17	0	0.17	0.62	0.25	0.14	9.8E-02	6.9E-02	5.3E-02	4.2E-02	3.4E-02	2.9E-02	2.4E-02
2	B 県	化学工業	0.16	0	0.16	0.58	0.24	0.13	9.2E-02	6.5E-02	5.0E-02	3.9E-02	3.2E-02	2.7E-02	2.3E-02
3	C 県	プラスチック製品製造業	0.11	0	0.11	0.40	0.16	8.9E-02	6.3E-02	4.5E-02	3.4E-02	2.7E-02	2.2E-02	1.9E-02	1.6E-02
4	D 県	プラスチック製品製造業	0.089	0	0.089	0.32	0.13	7.2E-02	5.1E-02	3.6E-02	2.8E-02	2.2E-02	1.8E-02	1.5E-02	1.3E-02
5	B 県	プラスチック製品製造業	0.084	0	0.084	0.31	0.13	6.8E-02	4.8E-02	3.4E-02	2.6E-02	2.1E-02	1.7E-02	1.4E-02	1.2E-02
6	E 県	化学工業	0.068	0	0.068	0.25	0.10	5.5E-02	3.9E-02	2.8E-02	2.1E-02	1.7E-02	1.4E-02	1.1E-02	9.7E-03
7	F 県	化学工業	0.061	0	0.061	0.22	9.1E-02	5.0E-02	3.5E-02	2.5E-02	1.9E-02	1.5E-02	1.2E-02	1.0E-02	8.7E-03
8	G 県	プラスチック製品製造業	0.050	0	0.050	0.18	7.5E-02	4.1E-02	2.9E-02	2.0E-02	1.5E-02	1.2E-02	1.0E-02	8.4E-03	7.1E-03
9	H 県	化学工業	0.047	0	0.047	0.17	7.0E-02	3.8E-02	2.7E-02	1.9E-02	1.5E-02	1.2E-02	9.4E-03	7.9E-03	6.7E-03
10	I 県	プラスチック製品製造業	0.034	0	0.034	0.12	5.1E-02	2.8E-02	2.0E-02	1.4E-02	1.1E-02	8.3E-03	6.8E-03	5.7E-03	4.9E-03